

(表)

不利益処分の処分基準 個票

		部課等名 福祉部介護保険課	番号 1 3
不利益処分の内容		指定第 1 号事業者の指定の取消し又は効力の停止	
根拠法令及び条項		介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 9	
処 分 基 準	関 係 条 項	介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 6	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る通所型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱の逐条解説 茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る訪問型サービス A の事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る通所型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 1 0 月 1 日最終変更）	